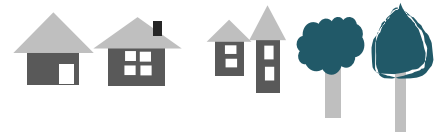




さいたま市 男女共同参画推進事業者表彰 候補事業者を募集します！

申請期間

令和4年
8月1日（月）
～
8月20日（土）
※必着



さいたま市では、平成29年度から、ワーク・ライフ・バランスなど男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を募集し、選考の上、「男女共同参画推進事業者」として表彰するとともに、広く市民・事業者で紹介していきます。

🌸 表彰の対象事業者

ワーク・ライフ・バランスなど積極的な取組を行っている事業者で、次の全ての要件に当てはまるもの

- ①さいたま市内に本社又は主たる事業所を置く企業その他団体で、常時雇用する従業員数100人以下であること
※一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、財団法人等の公益法人、協同組合なども対象です。
- ②男女共同参画の推進に積極的に取り組み、その成果をあげていること
※詳細は、申請書をご覧ください。
- ③申請日現在において、市内で3年以上継続して事業を営んでいること

🌸 選定の内容

- ①仕事と家庭の両立支援などワーク・ライフ・バランスを推進する取組
育児休業制度、介護休暇等の取得支援など
- ②男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取組
セクシュアル・ハラスメントの防止、性別による役割分担を見直すなど職場環境の改善など
- ③女性の能力活用や職域拡大に向けた取組
女性管理職への積極的登用、女性の研修制度の実施など

申請方法

「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰申請書（様式第1号）」に必要事項を記載の上、以下のものを添えて、人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センター宛てに郵送または持参してください。

- 市内で3年以上継続して事業を営んでいることがわかるもの
（定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類など）
- 役員及び事業関係者の名簿
- 会社案内、パンフレットその他申請事業者の事業内容を紹介するもの
- 次世代育成法支援対策法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画
（※策定済みの場合のみ）
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画（※策定済みの場合のみ）
- 育児・介護休業に関する規定、就業規則等
- ハラスメント防止に関する規定等（※策定済みの場合のみ）
- 法人市民税の納税証明書
（※申請日前3か月以内に発行されたもので現状が反映されているもの）
- その他申請書の記載内容を補足するもの

「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰申請書（様式第1号）」は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。（<https://www.city.saitama.jp/006/010/005/p089747.html>）

申請ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、さいたま市男女共同参画推進事業者表彰の申請ができません。

- (1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうち暴力団員（条例第2条第2項に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 各種法令に違反しているもの
- (5) 行政機関からの指導を受け、改善がなされていないもの

スケジュール（予定）

【8月20日】 申請締切

【10月】 選考委員会にて選考

※提出された書類について、事前に問い合わせをする場合があります。

【11月】 表彰式（3事業者程度）

【12月以降】

表彰事業者は、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」や市ホームページ等でPRしていきます。

※審査の結果については、応募者全員にご連絡いたします。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

このような社会の実現のためには、社会全体の運動として広げていく必要があります。

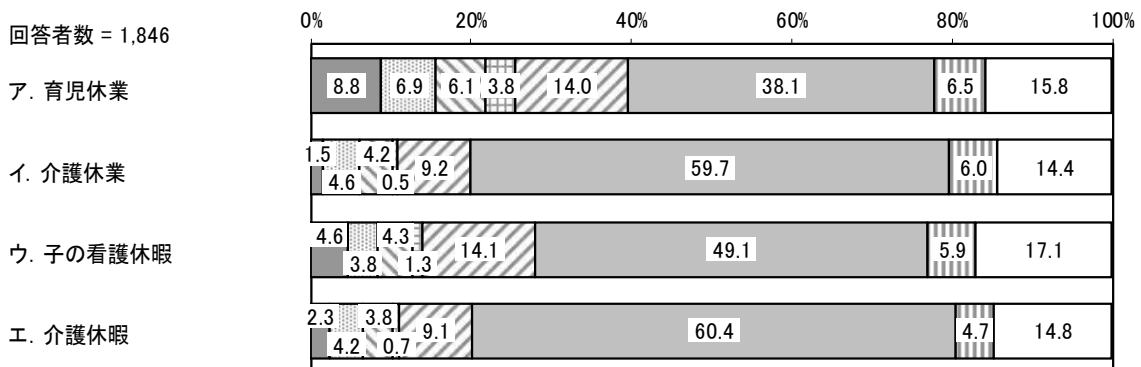
【内閣府：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章】

令和3年度 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果項目から

■ 育児休業、介護休業等の取得状況

育児休業・介護休業等の取得状況は、すべての項目で「機会があれば取得しようと思う」の割合が3～6割となっており、「機会があっても取得するつもりはない」の割合は1割を下回っています。「自身が取得した経験がある」の割合は育児休業(8.8%)が最も高く、次いで、子の看護休暇(4.6%)となっています。

- 自身が取得した経験がある
- 機会があれば取得しようと思う
- 機会があっても取得するつもりはない
- 機会があり必要性を感じたが取得できなかった
- 自身は取得していないが配偶者・パートナーが取得した経験がある
- 機会があれば取得しようと思う
- 無回答
- 制度を知らなかった又は制度ができる前に機会があった



男性の暮らし方・意識が変われば日本も変わる

日本人男性も世界レベルの家事メンに

6才未満の子供を持つ日本人男性の1日あたりの家事・育児時間を83分から2020年に150分に

※1. 東京都世帯の時間調査(2015.3.23調査) ※2. 2017.12.7日 厚生労働省の「令和元年生活意識調査」(2019.3.1調査) ※3. 「アメリカンタイムユーズ調査」(2019.1.1調査) ※4. 2019.1.1調査 ※5. 2019.1.1調査 ※6. 2019.1.1調査



男性の家事・育児が日本の少子化を救う

子供がいる夫婦における夫の休日の家事・育児時間が増えると第2子以降の出生率が大幅に増加

① 出生率: 出生総数(第14回)1世代(15歳未満)の出生数(出生率)を1000人(出生率)で表す。
② 出生率を算出する際は、出生総数(第14回)1世代(15歳未満)の出生数(出生率)を1000人(出生率)で表す。
③ 出生率を算出する際は、出生総数(第14回)1世代(15歳未満)の出生数(出生率)を1000人(出生率)で表す。
④ 出生率を算出する際は、出生総数(第14回)1世代(15歳未満)の出生数(出生率)を1000人(出生率)で表す。
⑤ 出生率を算出する際は、出生総数(第14回)1世代(15歳未満)の出生数(出生率)を1000人(出生率)で表す。
⑥ 出生率を算出する際は、出生総数(第14回)1世代(15歳未満)の出生数(出生率)を1000人(出生率)で表す。



内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>

内閣府男女共同参画局

「男性の家事・育児参画コンセプトポスター(平成29年2月作成(平成30年2月改訂))」より抜粋



お問い合わせ・提出先

さいたま市 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画推進センター

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階

電話番号: 048-643-5816

FAX: 048-643-5801

メールアドレス: danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp

